別表六(十七)の記載要領第一号中「又は」を「(震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は」に改め、同記載要領に次の一号を加える。

４　「当期税額控除可能額　①」の「68」から「74」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六（六）付表の記載要領第４号、別表六（七）の記載要領第６号、別表六（十）の記載要領第４号、別表六（十一）の記載要領第４号、別表六（十二）の記載要領第５号、別表六（十五）の記載要領第５号、別表六（十八）の記載要領第５号、別表六（十九）の記載要領第５号及び別表六（二十五）の記載要領第４号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」としてこれらの号の規定を適用すること。

別表六(十一)の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二（三）付表二「１」の合計）(1)」の欄は、各連結法人の試験研究費の額に震災特例法第25条の５第１項(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の震災特例法施行令第22条の５第１項(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載すること。

別表六(十二)付表一の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「試験研究費の額の合計額（前期の別表六の二（三）「１」）(1)」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計）(4)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の別表六の二（三）「１」）(5)」の各欄の記載に当たつては、各連結法人の試験研究費の額に震災特例法第25条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の試験研究費の額から震災特例法施行令第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を控除した金額の合計額を記載すること。なお、前期超過要件の判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額は、別表六の二（三）「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二（三）付表二「１」の合計）(1)」の欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額をその判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額とする。

別表六(十二)付表二の記載要領を次のように改める。

別表六の二（三）付表二　記載要領

１　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項、第２項又は第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同法第68条の９の２第１項又は第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「各連結法人における試験研究費の額　(1)」の欄は、試験研究費の額に震災特例法第25条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、震災特例法施行令第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を同欄の上段に内書として記載すること。

別表六(十二)の記載要領第五号を同第七号とし、同第四号を同第六号とし、同第三号を同第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

５　「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(17)」、「改定試験研究費の額の合計額（各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計）(20)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(21)」の各欄の記載に当たつては、各連結法人の試験研究費の額に震災特例法第25条の５第１項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の試験研究費の額から震災特例法施行令第22条の５第１項に規定する特別償却実施額を控除した金額の合計額を記載すること。

別表六(十二)の記載要領第二号中「第４号」を「第６号」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二（四）付表一「１」の合計）(1)」の欄は、各連結法人の試験研究費の額に震災特例法第25条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の震災特例法施行令第22条の５第１項(復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載すること。なお、前期超過要件の判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額は、当該内書として記載した金額を控除した金額をその判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額とする。

別表六(十二)付表一の記載要領を次のように改める。

別表六の二（四）付表一　記載要領

１　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第６項又は第７項（中小連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同法第68条の９の２第１項又は第５項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「各連結法人における試験研究費の額　(1)」の欄は、試験研究費の額に震災特例法第25条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、震災特例法施行令第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を同欄の上段に内書として記載すること。